第二種製造者に係る変更届書（冷凍則）について手引き

１　第二種製造者が、変更工事をした場合は、都道府県知事に届出が必要です。

　第二種製造者は，製造のための施設の位置，構造若しくは設備の変更の工事をし，又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは，あらかじめ，県知事に届出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス製造施設等変更届書（様式第６） | １部 |  |
| 変更明細書 | １部 | 1. 製造変更の目的 2. 製造設備の種類 3. 一日の冷凍能力 4. 圧縮機の性能（変更に係る部分のみ） 5. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項（変更に係る部分のみ） |
| 添付すべき書面又は図面  （右記の変更に係る部分のみ） |  | 1. 事業所全体平面図 2. 製造工程の概要を説明した書面及び図面 3. フローシート又は配管図 4. 高圧ガス製造施設配置図 5. 機器等一覧表 6. 冷凍能力計算書 7. 耐震設計構造物に係る計算書 8. 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 9. その他法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面 10. フローシートに高圧ガス設備の機器番号（成績書の番号）を記載した書類 11. 冷凍用圧縮機等耐圧試験及び気密試験証明書の写し　等 12. 高圧ガス設備の耐圧・気密試験成績書(試験実施年月日，実施場所，気温，試験範囲，圧力，試験流体，保持時間及び立会者等を明記したもの。）及び検査実施時の写真（圧力計の指針が読みとれるもの。） 13. 保安設備の作動試験成績書 14. 圧力計，液面計等の計測機器の基準器との比較検査成績書 15. その他，法第8条第1号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面等 16. 移設，転用，再使用又はこれらの併用に係る高圧ガス設備にあっては，当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録（該当する場合のみ） |

３　手数料

　　不要

４　申請の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第６（第18条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス製造施設等変更届書 | 冷凍 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 | | |
| 事業所所在地 | 〒 | | |
| 変更の種類 |  | | |

　　　　年　　　月　　　日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。

３ 二以上の変更の届出を同時に行う場合には、｢変更の種類｣の欄に一括届出である旨を記載すること。